

中医協 総－5
7.1.15

厚生労働省発保 0115 第 1 号
令和 7 年 1 月 15 日

中央社会保険医療協議会
会長 小塩 隆士 殿

厚生労働大臣
福岡 資麿

諮詢書

(入院時の食費基準額の取扱い、口腔機能指導加算及び歯科技工士連携加算の取扱い並びに特定薬剤管理指導加算の取扱いについて)

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 82 条第 1 項、第 85 条第 3 項及び第 85 条の 2 第 3 項、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 59 条において準用する健康保険法第 82 条第 1 項（船員保険法第 54 条第 2 項及び第 58 条第 2 項に規定する定めに係る部分に限る。）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 46 条において準用する健康保険法第 82 条第 1 項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項、第 74 条第 8 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づき、入院時の食費基準額の取扱い、口腔機能指導加算及び歯科技工士連携加算の取扱い並びに特定薬剤管理指導加算の取扱いについて、貴会の意見を求める。

なお、答申に当たっては、別紙「大臣折衝事項」（令和 6 年 12 月 25 日 厚生労働省）に基づき行っていただくよう求めます。

別紙

令和6年12月25日
厚生労働省

大臣折衝事項（抄）

8. その他

（2）医療

令和7年度予算における診療報酬上の対応として、次のとおり対応する。

- ・ 医療機関を取り巻く状況変化を踏まえ、入院時の食費基準額を一食当たり20円引き上げる。なお、患者負担については、低所得者に関して、所得区分等に応じて一定の配慮を行う。
- ・ また、地域での希少な医療資源を有効活用する観点から、口腔機能指導や歯科技工士との連携に係る加算について上乗せ加算を講ずるとともに、特に、服薬指導に係る加算については、医薬品の安定供給等に向けた取組等を評価する観点から、上乗せ加算を講ずる。